

事 務 連 絡
平成19年3月13日

社会保険庁運営部医療保険課 御中

厚生労働省保険局保険課

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う傷病手当金及び
出産手当金の支給事務取扱いに係る事例集の送付について

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）により、傷病手当金及び出産手当金については、その対象者の範囲及び支給額が改正され、平成19年4月1日に施行されることとされていますが、これに係る経過措置及び施行後の取扱いについて別紙のとおり取りまとめましたので、傷病手当金及び出産手当金の支給事務の参考にしていただき、その円滑な実施に御配慮いただきますようお願いいたします。

今後とも、健康保険制度の推進に御理解、御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○3/31に傷病手当金の受給要件を満たしている者について

		支給額計算に使用する標準報酬月額	支給割合	適用される規定	
1	<p style="text-align: center;">4/1</p>	①	強制	6割	旧 § 99
		②	強制	2/3	新 § 99
		③	強制	2/3	§ 104
2		①	強制	6割	旧 § 99
		②	強制	2/3	新 § 99
		③	強制	2/3	§ 104
3		①	強制	6割	旧 § 99
		②	強制	2/3	新 § 99
4		①	強制	6割	旧 § 99
		②	強制	2/3	新 § 99
5		①	強制	6割	旧 § 99
		②	任継	6割	
		③	任継	2/3	附則 § 9②
		④	任継	2/3	§ 104
6		①	任継	6割	旧 § 99
		②	任継	6割	附則 § 9③
		③	任継	6割	§ 104
7		①	強制	6割	旧 § 99
		②	任継	6割	
		③	任継	2/3	附則 § 9②
8		①	任継	6割	旧 § 99
		②	任継	6割	附則 § 9③

9		<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>強制</td> <td>6割</td> <td>旧 § 99</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>強制</td> <td>6割</td> <td>§ 104</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>強制</td> <td>2/3</td> <td>§ 104</td> </tr> </table>	①	強制	6割	旧 § 99	②	強制	6割	§ 104	③	強制	2/3	§ 104			
①	強制	6割	旧 § 99														
②	強制	6割	§ 104														
③	強制	2/3	§ 104														
10		<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>強制</td> <td>6割</td> <td rowspan="2">旧 § 99</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>任継</td> <td>6割</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>任継</td> <td>6割</td> <td>§ 104</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>任継</td> <td>2/3</td> <td>附則 § 9②</td> </tr> </table>	①	強制	6割	旧 § 99	②	任継	6割	③	任継	6割	§ 104	④	任継	2/3	附則 § 9②
①	強制	6割	旧 § 99														
②	任継	6割															
③	任継	6割	§ 104														
④	任継	2/3	附則 § 9②														
11		<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>任継</td> <td>6割</td> <td>旧 § 99</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>任継</td> <td>6割</td> <td>§ 104</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>任継</td> <td>6割</td> <td>附則 § 9③</td> </tr> </table>	①	任継	6割	旧 § 99	②	任継	6割	§ 104	③	任継	6割	附則 § 9③			
①	任継	6割	旧 § 99														
②	任継	6割	§ 104														
③	任継	6割	附則 § 9③														

○4/1以後に傷病手当金の支給を開始する者について

1		<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>強制</td> <td>2/3</td> <td>新 § 99</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>強制</td> <td>2/3</td> <td>§ 104</td> </tr> </table>	①	強制	2/3	新 § 99	②	強制	2/3	§ 104
①	強制	2/3	新 § 99							
②	強制	2/3	§ 104							
2		<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>強制</td> <td>2/3</td> <td>新 § 99</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>強制</td> <td>2/3</td> <td>§ 104</td> </tr> </table>	①	強制	2/3	新 § 99	②	強制	2/3	§ 104
①	強制	2/3	新 § 99							
②	強制	2/3	§ 104							
3		<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>強制</td> <td>2/3</td> <td>新 § 99</td> </tr> </table>	①	強制	2/3	新 § 99				
①	強制	2/3	新 § 99							
4		<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>強制</td> <td>2/3</td> <td>新 § 99</td> </tr> </table>	①	強制	2/3	新 § 99				
①	強制	2/3	新 § 99							

- 【凡例】 旧 § 99 : 改正前の健康保険法第99条
 新 § 99 : 改正後の健康保険法第99条
 § 104 : 健康保険法第104条(継続給付)
 附則 § 9② : 改正法附則第9条第2項
 附則 § 9③ : 改正法附則第9条第3項

【注】 継続給付の条件は、資格喪失日の前々日までに3日間の待期が完成しており、資格喪失日の前日に傷病による労務不能により労務に服していないこと。(資格喪失日の前日において事業主から休職給が支給されており、支給調整の結果、傷病手当金の支給がされない場合を含む。)

○3/31に出産手当金の受給要件を満たしている者について

(前提条件) 出産日または出産予定日が5/11以前

1		支給額計算に使用する標準報酬月額		支給割合	適用される規定
		①	強制	6割	旧 § 102
		②	強制	2/3	新 § 102
		③	強制	2/3	§ 104
2		①	強制	6割	旧 § 102
		②	強制	2/3	新 § 102
		③	強制	2/3	§ 104
3		①	強制	6割	旧 § 102
		②	強制	2/3	新 § 102
4		①	強制	6割	旧 § 102
		②	強制	2/3	新 § 102
5		①	強制	6割	旧 § 102
		②	任継	6割	
		③	任継	2/3	附則 § 10②
		④	任継	2/3	§ 104
6		①	任継	6割	旧 § 102
		②	任継	6割	附則 § 10③
		③	任継	6割	§ 104
7		①	強制	6割	旧 § 102
		②	任継	6割	
		③	任継	2/3	附則 § 10②
8		①	任継	6割	旧 § 102
		②	任継	6割	附則 § 10③

(前提条件) 出産日または出産予定日が強制被保険者または任意継続被保険者の資格喪失日の前日から42日以内かつ5/11以前

9		①	強制	6割	旧 § 102
		②	強制	6割	§ 104
		③	強制	2/3	§ 104
10		①	強制	6割	旧 § 102
		②	任継	6割	
		③	任継	6割	§ 104
		④	任継	2/3	附則 § 10②
11		①	任継	6割	旧 § 102
		②	任継	6割	§ 104
		③	任継	6割	附則 § 10③

(前提条件) 出産日が強制被保険者または任意継続被保険者の資格喪失日から6か月以内かつ5/11以前

12		①	強制	6割	旧 § 106
		②	強制	6割	附則 § 10③
13		①	任継	6割	旧 § 106
		②	任継	6割	附則 § 10③

○4/1以後に出産手当金の支給を開始する者について

(前提条件) 出産日または出産予定日が強制被保険者の資格喪失日の前日から42日以内					
1		①	強制	2/3	新 § 102
		②	強制	2/3	§ 104
2		①	強制	2/3	新 § 102
		②	強制	2/3	§ 104
3		①	強制	2/3	新 § 102
4		①	強制	2/3	新 § 102

- 【凡例】 旧 § 102 : 改正前の健康保険法第102条
 新 § 102 : 改正後の健康保険法第102条
 § 104 : 健康保険法第104条(継続給付)
 旧 § 106 : 改正前の健康保険法第106条(資格喪失後の出産に関する給付)
 附則 § 10② : 改正法附則第10条第2項
 附則 § 10③ : 改正法附則第10条第3項

【注1】 継続給付の条件は、出産日または出産予定日が資格喪失日の前日から42日以内であり、資格喪失日の前日に労務に服していないこと。(資格喪失日の前日において事業主から休職給が支給されており、支給調整の結果、出産手当金の支給がされない場合を含む。)

【注2】 多胎妊娠の場合は、前提条件において「42日」となっているのは「98日」に、「5/11」となっているのは「7/6」に読み替える。